

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	コントロール建屋換気空調系のプロセス計算機室空調機（A）に冷却機能の低下が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）の淡水側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	循環水系逆洗弁ピット内のストームドレンサンプポンプ出口逆止弁の点検において、弁体・弁座シートに着座不良が認められたため、当該弁を交換	D	
4	2号機	原子炉格納容器床ドレンサンプポンプ出口流量積算計に誤動作（当該サンプポンプが起動していない状況で流量をカウントしていた）が認められたため、対応検討	C	
5	3号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の過流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（7本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
6	3号機	消火系ディーゼルエンジン駆動消火ポンプの点検において、潤滑油レベル計より油のリーク及び排気用マフラ部より排気ガスのリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器の逆洗用水入口元弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	復水脱塩装置樹脂混合用空気貯槽のドレントラップに閉動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	D	
9	5号機	電気油圧式主タービン制御装置の油冷却器用冷却水回収タンクレベル調整弁のグランド部より水のリーク（1滴/5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	プロセス計算機周辺機器のプラント運転データ記録用プリンタの印字動作時、インクリボン取付け部より異音が発せられたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	高圧復水ポンプ（A）の軸受振動記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
12	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉（A）の予熱運転時、点火用バーナー入口ストレーナの出口側フランジ部より軽油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査設備の放射能測定装置（2台中1台）用放射線検出器の下降動作時に駆動機構部より異音の発生が認められたため、当該検出器の駆動機構部を点検・修理	D	
14	その他	構内通信ケーブルの移設作業に伴い、「福島県環境放射能監視テレメータシステム」への感雨データの伝送を停止した際、福島県への連絡が手違いにより事後連絡となったため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで